

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年10月1日作成)

法令名	森林法
根拠条項	第50条第1項
許認可等の種類	土地の使用権設定に関する認可
法令の定め	(使用権設定に関する認可) 第50条 森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者は、その搬出又は設備のため他人の土地を使用することが必要かつ適当であつて他の土地をもって代えることが著しく困難であるときは、その土地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地の所有者（所有者以外に権限に基きその土地を使用する者がある場合には、その者及び所有者）に対し、これを使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。
審査基準	1 使用権を設定できる者は、森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者である。これには、森林所有者以外の者、例えば、搬出又は設備の行為をする者であつて、森林所有者から搬出又は設備を請け負つて行うに過ぎない者も含まれる。 2 使用権を設定できる場合は、木材、竹材若しくは薪炭を搬出するため、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をするために、 (1) 他人の土地を使用することが必要かつ適当であること (2) 他の土地をもって代えることが著しく困難であること という要件をすべて備えていることが必要である。 3 2の(1)の「必要かつ適当であること」とは、土地収用法（昭和26年法律第219号）第2条にいう「土地の利用上適正且つ合理的である。」ことと同意義である。また、使用権の設定は、使用の目的に必要な範囲内に限られる。 4 2の(2)の「他の土地をもって代えることが著しく困難である」場合には、もしその土地を使用しなければ木材等を搬出することが不可能であるという場合のほか、他の土地を経由して搬出することも不可能でないが、著しい危険が伴う、又は経費が莫大にかかるというような場合も含まれる。
標準処理期間	総期間 10 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10 日・月（ ）
処分担当課	水産林務部林務局森林計画課主査（計画推進）（電話番号：011-231-4111（内線28-528））
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/index.html</a> ）